

一話し合って明日を目指すマンション管理組合の仲間を求めていますー

< 入 会 ご 案 内 >

千葉市マンション管理組合協議会 (千葉市マン管協)

適切なマンション管理をみんなで進めるために！



今、マンション管理には様々な課題があります

- 区分所有とはどうゆうこと？
- 高齢化で役員のなり手が不足！
- 組合員のための管理組合のあり方は？
- 管理組合運営に必要な法律知識は？
- 総会・理事会運営やコミュニティのづくり方は？
- 自治会との関係、近隣との付き合い方は？
- 大規模修繕工事の進め方は？
- 植栽管理の方法は？

組合内で抱えるより、一緒に考えてみませんか

< 問い合わせ・申込先 >

〒262-0016 千葉市花見川区西小中台 2-5

団地管理組合法人西小中台住宅内

千葉市マンション管理組合協議会事務局

HP : <http://chibasi-mankankyo.a.la9.jp/>

担当： 小出 Tel/Fax 043-279-1552
梅原 Tel/Fax 043-278-3733



「千葉市マン管協」はこんな活動をしています

千葉市マンション管理組合協議会（略称：千葉市マン管協）は、千葉市内のマンション管理組合で構成され、組合相互の交流・親睦を図ることで、情報と経験を共有すること、研修会の開催や、官公庁、関係団体などとの対外折衝を行うことを目的としています。

多くの組合が集まることでより大きな力になります。ぜひ、一緒に活動してまいりましょう。

<主な活動>

研修会、交流会、情報の提供・交換

○年3回の研修会を開催しています。（「ちば市政だより」に予定記事が掲載されます）

1. 新任役員研修会（毎年6月頃）

新たに役員（理事、監事等）になられた方のための研修会です。役員としての基礎知識を学びます。講師は、マンション管理士、管理組合役員経験者など。

2. 法律問題研修会（毎年7月頃）

マンション特有のトラブル等を予防あるいは解決するために必要となる法律知識や事例をテーマにします。講師は、弁護士、学識経験者など。

3. 建築・設備問題研修会（毎年9月頃）

修繕工事実施、長期修繕計画、耐震対策といった建物、設備の維持管理やマンションの再生（建て替えを含む）などをテーマにします。講師は、一級建築士など。

※その他、トピックス等を取り上げ研修会を開催します。

○毎月1回役員会を開催し、総会決議に基づく業務の遂行と、マンション管理組合の課題の検討、次年度総会への提案事項の審議などを和やかな雰囲気の中で行っています。

○研修会の機会に、参加者による意見交換会、情報交換会を開催しています。

○「マン管だより 一知っ得コーナー」を隔月に発行、マンション管理の基本的な考え方や、各種の課題（難問もあります）に答えています。

○ホームページにより、会員の他千葉市全体のマンションの皆様にも役立つ情報を提供しています。



行政への働きかけと協力

○千葉市都市局建築部住宅政策課に協力、関係団体と共に「千葉市分譲マンション相談連絡協議会」で相談員と事務局を担当しています。相談会は毎月開催されています。

（相談会の日程は「ちば市政だより」「千葉市マンションカレンダー」等をご参照ください）

○千葉市都市局建築部住宅政策課との意見交換会を年2回開催し、マンション政策の提言および会員の皆様の意見や要望を伝えています。

○関係する団体の千葉県弁護士会や千葉県建築士会・設備士会から講師の派遣を受けるなど連携を図っています。

○NPO法人日本住宅管理組合協議会千葉県支部や一般社団法人千葉県マンション管理士会とは行事の共催などで協働しています。

「千葉市マン管協」の目指すこと

当協議会は設立以来、管理組合の抱えている多くの課題に取り組んでまいりました。これからは、それぞれのマンションが将来に向け、居住価値を維持・向上させていくことが求められています。このためには、マンションで、管理組合が中心となって、区分所有者の意識を高め、そして意見をまとめ、積極的なマンションの管理と運営を行っていかねばなりません。マンションごとの方向性を「決めること」が重要になります。

「千葉市マン管協」はこの管理組合活動を積極的に支援してまいります。

1. 管理組合の健全な運営、建物および諸施設の良好な維持・保全などのため各種の研修会を開催します。
2. 千葉市をはじめ行政に対しマンション政策の提言を行い、また協力してまいります。
3. 管理組合の皆様への情報発信のため「マン管だより<知っ得コーナー>」を発行します。
4. ホームページを拡充します。平成27年に開設したホームページでは、会員の皆様だけでなく、会員外の管理組合の皆様にも情報の提供を行ってまいります。
5. 会員管理組合の増加を目指します。マンションの発展について話し合い、取り組む仲間を求めています。



協議会の設立趣旨!!

当協議会は平成8年11月23日千葉市集合住宅管理組合協議会として設立いたしました。その後、平成15年から現在の名称に変更いたしました。設立目的の詳細については、当時の「設立総会決議」書によりますが、設立の趣旨概要は次のようになっています。

『管理組合の業務は、大規模修繕を始め、多くの問題をかかえております。他方、問題解決においては多くの貴重な経験を持っている組合も多々あります。これらの知識や経験の情報交流ができれば各組合にとっても大きなプラスになると考えられます。当協議会は、各組合の経験や知識を持ち寄り、話し合える場を持ち、また技術者、弁護士などの協力を得ながら学習会、研究会を開催したいと考えております。また、公共性の高い事業にあつては、その解決のため大企業や行政との折衝、要請をする場合など、千葉市内の管理組合がまとまれば折衝なども容易になることが期待されますし、居住環境の改善、資産価値の良好な維持をめざす管理組合の業務遂行の上で大いに貢献できるものと確信しています。以上の趣旨にもとづき、ここに千葉市集合住宅管理組合協議会（仮称）の設立を決議します』

FAX送信先043-278-3733

入 会 ご 案 内

- 千葉市内のマンション管理組合及び個人です
- 会費はマンション管理組合戸数により定めています（右記参照）
- 申込先は表紙に記載しています FAXの場合は上記です

区分	戸 数	金 額(年額)
1	~50戸	5,000円
2	51戸~100戸	7,000円
3	101戸~200戸	9,000円
4	201戸~400戸	11,000円
5	401戸~700戸	13,000円
6	701戸~	15,000円
7	個 人	3,000円

○下記の申込書にご記入の上、ファックスでお送りください

千葉市マンション管理組合協議会 御中

年 月 日

管理組合名 _____
 理事長名 _____
 (個人名) _____

入 会 申 込 書 (管理組合) (個人)

当管理組合(私)は、下記内容により入会の申し込みを行います。
 なお、千葉市マンション管理組合協議会の会則を認めます。

記

管 理 組 合 名	
理 事 長 名	
管理事務所又は自宅住所	千葉市 区
事務所又は自宅TEL	
メールアドレス	@
建 築 年 月	(西暦) 年 月
棟 数 ・ 戸 数 (構造、階数別に)	棟 戸 (階数 階建)
	棟 戸 (階数 階建)
	棟 戸 (階数 階建)
管 理 形 態	自主管理 () 一部委託管理 () 管理会社 () 全部委託管理 () 管理会社 ()
管 理 費 月 額	円
修 繕 積 立 金 月 額	円
その他 (ご希望等)	